## 兵庫県感染症対策専門委員会の廃止について

感染症対策専門員会(以下、「専門委員会」という。)は、健康づくり推進条例に基づく「健康づくり審議会」の小委員会として設置されていますが、専門委員会で審議していた内容(県感染症予防計画の改定)については、令和4年12月の改正感染症法※第10条の2に基づく「兵庫県感染症対策連携協議会(以下、「連携協議会」という。)」で審議することになりました。

なお、感染症発生動向調査の分析など、その他の所掌事務についても、同協議会で審議 した方が効果的・効率的であることから、「専門委員会」での審議は終了し、内部組織であ る「麻しん・風しん対策会議」を含め、「連携協議会」及び新たに「感染症対策専門部会(仮 称)」を設けての審議に移行します。

## <参考>

•	
項目	現行
根拠	健康づくり推進条例
法令	
組織	健康づくり審議会の小委員会として組織
	◆ 内部組織に「麻しん・風しん対策会議」
	を設置
所掌	1. 感染症発生動向調査に関すること。
事務	2. 平常・緊急時の感染症の予防及びまん延
	の防止並びに医療の提供等に関するこ
	ے ۔
	3. 兵庫県感染症予防計画の改定に関するこ
	کی ۔
	4. 地域における感染症に係る医療を提供す
	る体制の確保に関すること。
	5. 感染症に関する研究の推進、人材の養
	成、知識の普及に関すること。
	6. その他感染症の予防等及びまん延防止に
	関すること。
	なお、新事務分掌としては、現所掌事務
	に加え、予防計画の進行管理等の事務が
人数	定数 15 人以内
	(麻しん・風しん対策会議:5人)

## 新組織 感染症法 連携協議会及び感染症 対策専門部会(仮称) へ移行 連携協議会 ▶左記の2、3、4を 主に審議 感染症対策専門部会 (仮称) ▶ 左記の 1、5、6 を 主に審議 麻しん・風しん対 策会議 ▶ 個別疾患対策と して審議 協議会 29人

専門部会 15人(予定)